

第 28 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 2 月 26 日（金）8：45～9：05
 - 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
 - 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、島上雇用経済部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、串警察本部警備第二課危機管理室長、高間四日市港管理組合経営企画部長、伊藤四日市市危機管理室長、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

（服部危機管理統括監）

- ・これより「第 28 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・事項 1「三重県新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について」説明をお願いします。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（中尾医療保健部副部長）資料 1 に沿って説明

- ・県内患者発生状況について、昨日 2 月 25 日時点で延べ 2,501 名と 1 月 14 日の緊急警戒宣言発出以降、新規感染者数は減少傾向にあるが、クラスターが断続的に発生しており、引き続き予断を許さない状況にある。
- ・人口 10 万人当たりの患者数は 1 月下旬以降大きく減少しているが、クラスターの影響などにより、2 月中旬以降 4 人前後で推移する一方、新規事例は引き続き減少傾向にある。
- ・年齢別発生状況では 30 歳以下の割合が減少する一方で、医療機関、介護施設でのクラスターの影響により、70 歳代以上の割合が大幅に増加している。
- ・感染経路について、感染経路不明割合は年末あたりから 20%ほどで推移していたが、クラスター発生に伴い接触者の割合が増加したことから、減少傾向に転じ、直近 5 日間では 5%となっている。
- ・保健所管内別もお示ししているが、こちらもクラスターの影響などにより、津、

伊勢管内での発生が増加している。

- ・感染経路県内外別では、県外由来の感染割合が大幅に減少し、直近5日間で県外割合は0%である。
- ・経路別の詳細では、飲食の場での感染割合が0%となっている一方でクラスターの影響によって、介護施設が大幅に増加している。
- ・PCR等検査件数について、直近の数では3,624件の検査を実施し、陽性率は2.4%と減少傾向にある。
- ・資料1別添として、保健所別のデータをつけているため後ほどご確認いただきたい。
- ・クラスターの発生状況について、第3波の11月以降で35事例、2月以降で6事例となっており高齢者施設3、カラオケ2、医療機関1と感染者の多くが高齢者である。
- ・入院患者数は減少傾向であるものの、病床占有率は30%を上回っている状況にあり、重症者用病床占有率は20%前後で推移をしている。
- ・政府指標の状況について、緊急警戒宣言発出時点の1月14日時点と2月25日時点と比較すると、病床のひっ迫具合の重症者用最大確保病床占有率以外は大幅に改善をしている。
- ・これらの感染状況を引き続き注視するため、緊急事態宣言を3月7日まで継続する。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。
(質疑なし)

議題2 「ワクチン接種の進捗状況と体制等」について

(服部危機管理統括監)

- ・事項2「ワクチン接種の進捗状況と体制等」について説明をお願いします。

(中尾医療保健部副部長) 資料2に沿って説明

- ・接種体制の基本設計である実施主体と関係者の役割分担は、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施することとされている。指導的役割を果たす国、実施主体の市町村、広域的な視点で市町村を支援する都道府県といった役割分担を基本としている。
- ・都道府県は、卸業者との調整、優先的な接種の対象となる医療従事者等への接種体制の調整、市町村事務に係る広域調整、専門的相談対応を行うこととされている。

- ・スケジュールについて、医療従事者向けの先行接種が県内4病院で始まっているが、都道府県が調整対象となっている医療従事者向けの優先接種については3月体制確保を目途に準備を進めているところであり、高齢者向けの優先接種が市町村を調整主体として、4月体制確保を目途に開始を想定している。
- ・優先接種の対象となる医療従事者の範囲について、赤点線の囲みで示しているが、患者と接する業務を行う保健所職員等、自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において患者に接する業務を行う者についても、医療従事者等の範囲に含まれる。
- ・本県のワクチン接種体制構築に係るこれまでの流れとして、1月8日から地域別ワクチン接種体制調整会議を県内8地域で開催し、1月12日は県庁内13名体制で準備を進め、1月29日には市町担当課長とのWeb意見交換会を開催し、それ以降は毎週開催をしている。2月10日には、庁内体制を13名体制から現在の17名体制にしており、6ページにその体制図を示している。
- ・ワクチン接種体制の地域設定については、地域医療構想の区域を参考に県内8地域の設定を行ったうえで、14の郡市医師会単位で接種体制の検討を進めている状況である。
- ・医療従事者等向け接種の工程については、1、2月に地域別会議を重ねて、接種計画確定版を作成し、3月以降の接種開始に向けて準備を進めているところである。
- ・接種のスキームについて、ファイザー社のワクチンについてはマイナス75℃ディープフリーザーを設置し、ワクチンを受け入れる基本型接種施設である医療機関、連携型接種施設である医療機関において接種を実施することになる。
- ・基本型接種施設からは冷蔵状態で連携型接種施設にワクチンを移送する必要があり、移送は県職員による実施の方向で進めている。
- ・周知広報については、全国に先駆けてコールセンターを2月12日に開設するとともにポータルサイトを2月19日に開設し、周知方法に努めている。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。

(加太医療保健部長)

- ・県の体制について、当初2名であったのがその後7名、現在は17名となっているが、ワクチン接種は最重要課題であり、短時間で、多くの業務を行っていく必要があることに鑑み、各部から職員を派遣いただいたことにお礼申し上げます。

- ・今後、基本型接種施設から連携型接種施設にワクチンを移送する必要があるが生じるが、業者委託等さまざまな手法を検討したものの、ワクチンの供給量が不透明な中、計画的に接種が進められないことから、臨機応変に対応するためには各地域事務所の応援をお願いすることになる。引き続きのご協力をお願いしたい。

議題3 「各部からの報告事項」について

(服部危機管理統括監)

- ・この際、報告事項がある部局は説明をお願いする。

(加太医療保健部長)

- ・確保病床について、これまで384床であったのが新たに8床を確保し、本日から392床となったため、報告させていただく。

(日沖防災対策部長)

- ・三重県指針 ver. 8について、本日夕刻に政府対策本部が開催される予定となっているが、国から発出される基本的対処方針などを踏まえて一部改正を速やかに行う。
- ・今のところ改正の主な内容は緊急事態宣言の対象区域に係る変更、イベント等開催基準の期限延長を予定している。これらの内容変更のみであるため、本部長一任の処理としてご理解いただきたくお願い申し上げます。

(服部危機管理統括監)

- ・これらのことについて何か意見はあるか。
(特段意見なし)
- ・それでは、予定どおり進めていただくようお願いする。

議題4 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・先ほど資料1で説明があったとおり、確実に県民の皆様のご努力のおかげで感染状況は改善傾向にある。その一方で、この傾向を確かなものにしていくため、緊急警戒宣言を前倒しで解除せず、当初の3月7日まで継続していくことが決定された。
- ・緊急警戒宣言で県民の皆様にご協力いただく内容や各部局においてとるべき

対策について、改めてしっかりと認識をしていただきたい。そのうえで、指示事項を7点申し上げる。

- 医療従事者向けのワクチン接種が開始されたが、県民の皆様が安心して接種できるよう、県内各地域の病院、医師会、関係団体、市町等と密接に連携し、体制整備を進めるとともに、ワクチンに関する情報提供を行うこと。また、県内の医療従事者向けのワクチン接種を確実かつ迅速、臨機応変に行うとともに、医療機関の負担を軽減するため、ワクチンの移送については県が自ら行うこととし、全部局が協力して取り組むこと。
- 新型コロナウイルスの影響を受けている飲食店及び取引事業者等に対し、早急に支援を行っていく必要がある。売り上げが減少した事業者が事業を継続していくための支援金について、早期に支給開始できるよう準備を進めること。
- 緊急警戒宣言の発出やGoTo トラベル事業の一時停止で観光事業者も打撃を受けていることから、緊急警戒宣言解除後速やかに観光振興策を実施できるよう、早急に検討すること。
- 依然として医療機関や社会福祉施設等においてクラスターが発生していることから、保健所とクラスター対策グループにおいて的確に対応するとともに、市町や関係機関ともしっかりと連携し、感染拡大防止の徹底、終息に向けた取組を実施すること。
- 新型コロナウイルス感染症対策は今後も手を緩めることなく行っていく必要があるため、令和3年度に向け、遅滞なく、切れ目なく対策に取り組めるよう専任職員を配置するなど、更なる体制強化を図ること。
- 感染された方やその家族、医療従事者や外国人住民の方、県外から来県された方などが、不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはならない。各部局においては、引き続きあらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われないよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。
- 「緊急警戒宣言」で県民の皆様にご心苦しいお願いを続けている。職員においては、ここで気を緩めることなく、内容について一人ひとりがきちんと理解し、県民の手本となるよう、自ら率先して実施するとともに、家族・友人など周囲に対しても協力を促すこと。

(服部危機管理統括監)

- 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- 以上で本部員会議を終了する。